

## 第二節 近世後期の兵庫津

### 1 兵庫津商業の展開

寛政の改革と 寛政改革の基調は、財政難を解決するための農村復興政策であったが、当面する問題とし

兵庫津商業 て物価や貨幣・金融政策も実施された。寛政二年（一七九〇）、田沼期に作られた定位銀貨の二朱銀（従来銀貨は重さもまちまちであり、秤で目方を量って用いる秤量貨幣であったが、定位金貨の二朱と同価値の計数貨幣として造られた）の鑄造を再開し、西日本の代官を通じて主に農村に貸し付け、その復興を計ることも、利益を得ようとした。

また同年物価引下げ令を出し、江戸・京都・大坂の問題屋に仲間商売の状況を報告させ、続いて約四〇年前の宝暦期と最近数年の諸商品の仕入れ値や売値、仕入れ先、販売先などを調査し、商品の値下げを強制した。この調査の結果、たとえば灯油の場合、江戸での高値の原因は、原料となる菜種・綿実を扱う大坂種物問屋の仕入れ方に問題があると判断した幕府は、翌寛政三年七月、中国地方の安芸・周防・長門・出雲・因幡・伯耆・石見・美作・隠岐の九カ国に阿波・大隅・豊後・対馬を加えた一三カ国の菜種の大坂廻送を差し止め、

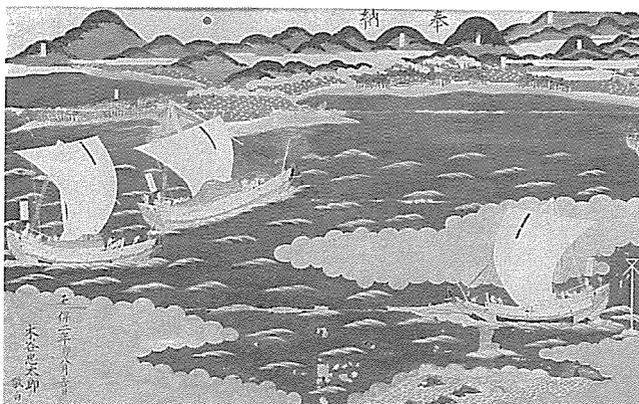


写真 113 天保2年奉納兵庫津沖船絵馬

これらの国々の菜種は、新しく兵庫津に設立させる引受問屋に扱わせ、兵庫の引受問屋には、集荷のため買  
い注文を出し、仕入れ銀の前貸などもさせるようにし、その菜種を、西宮ノ灘目ノ兵庫間に存在する水車や  
人力による絞油業者に限って買い入れさせ、絞油は江戸へ直送しようとも、大坂の出油屋へ送ろうとも自  
由と改めた。こうして寛政改革の間に、幕府の大坂問屋に対する

見直しがなされ、物価引下げのためには発展する西摂農村や兵庫  
津を掌握利用しようとしたのである。

しかし大坂両種物問屋仲間は敏速にこの事態に対応し、兵庫津  
に設立される二軒の菜種問屋に出資した。寛政九年一月の大坂両  
種物問屋仲間三六軒の申合せでは、仲間の年行司一人と問屋二人  
ずつが毎月交代で兵庫に下り、兵庫菜種問屋の業務を監督し、そ  
の口銭は三八分し、二分を兵庫の北国屋権右衛門に与え、残額を  
大坂両種物問屋で平等に配分することになっている。これをみると  
兵庫津の新菜種問屋は名目は兵庫商人となっているが、実際は大  
坂両種物問屋の出店であった。幕府の意図は果たされなかったの  
である。

その後幕府は、再び大坂を重視する政策に転換し、文政五年  
(一八二二)八月兵庫菜種問屋や西宮灘目江戸直積問屋を停止させ、

それまで兵庫菜種問屋へ送ってきた一三カ国の菜種も大坂の問屋へ送らせ、近郊の絞油業者の油も、自給以外は少量でも大坂油問屋へ売るように命じた。

また、商取引も幕府の諸統制によって、種々の制約を受けていた。俵物統制もその一例である。これは幕府が、長崎貿易で銀の流出を避けるため、銀に代わる輸出品として俵物（煎ナマコ・干シアワビ・昆布などの俵詰め）を採り上げ、長崎俵物一手請け方問屋が、各地の下請け問屋へ前貸銀を渡して集荷するという独占集荷体制をしいていたものである。しかし、購入価格と売渡し価格が引き合わなくなって、各地集荷問屋への未払いが増加し、集荷問屋は江戸や大坂など俵物価格の高い所へ売るようになった。幕府は天明五年（一七八五）この方法をやめ、長崎会所による直接購入に切り替えるとともに、下請け問屋らの自由売買を禁止、献上品以外はすべて長崎会所へ売り渡すことを命じた。

それでも俵物の密売買の動きは根強く、寛政九年には大坂三郷で俵物の買い困いがあり、文化九年（一一八二）にも大坂の料理屋・煮売り屋・魚屋などで、日常の魚に取り混ぜて煎ナマコや干アワビが出されたりしていた。

兵庫津の間屋貝屋伊左衛門は、萩藩によって俵物生産浦として把握されていなかった長門諸浦の漁民を前貸しによって掌握し、長門国大津郡大浦（山口県油谷町）の漁民を現地買い集め人、浦年寄を責任者として、生アワビを集荷し兵庫津に輸送させた。その総額は文化二年から同六年まで銀六三八五貫匁余となり、長門の側も生アワビ一貫目を漁民から平均二匁二分で買い取り、貝屋へは平均五匁五分で売り渡し、利益銀二一貫七〇匁余を得ていた。しかしこの生アワビ売買組織は文化六年大坂町奉行所に摘発され、それぞれ処罰さ

れている。

この時期以後、問屋がとくに経営を維持し、集荷を増加させるため取った方法の一つは、貝屋のように前貸しをすることであった。北風荘右衛門も各地で前貸しを行っている。例えば、天保三年（一八三二）一月加賀国宮腰浦（金沢市金右町）の錢屋喜太郎への前貸しの場合は、貸付金は銀七貫目、月一步（一%）の割合の利子を加え、請求あり次第元利を必ず返済するとしている。貸出割合はもたらされるべき貨物の時価の六〇〜七〇%とし、返済期日は定めていない。貨物が送られてきてから決済したものであろう。

#### 北前船の

#### 経営

近世中期以降、廻船を利用して買積商いを行う問屋の活動は活発となり、買積船のなかでも急速に多くなつたのは、北前船である。北前船は北国を周航して大坂に至る買積船で、当時蝦夷地といわれた北海道まで行くようになっていた。兵庫には冬期北国船を囲って置く浜場が確保されており、こうした北前船の往来も頻繁であった。

兵庫津の富裕な商人も、買積船や北前船の経営に乗り出し始めた。しかし北前船の経営は難破などの危険があり、船の建造はもちろん積荷の購入などにも莫大な資本を必要とした。そのため北前船経営には単独出資をせず、資本を合わせることもしばしばみられた。北風荘右衛門の場合も寛政八年に泰久丸・永昌丸・永宝丸・永久丸・持国丸など六隻の廻船もしくは北前船を持ち、その他船頭名義とした持船も若干あったが、そのうちの廻船に出資金を募っており、この年泰久丸の出資者の一人泉屋弥兵衛は、出資の加入をやめ、加入銀を荘右衛門から返済されている。

荘右衛門はその持船で買積商いを行い、問屋の店方とは別に利益を計ったが、店方に貸して運営させるこ



写真 114 北風荘右衛門羽鯨仕切状

ともした。寛政八年には二艘を店方に貸し、荘右衛門個人の会計に、店方から利益の一部銀四貫目が使用料として入金されている。

また、工楽松右衛門も廻船業者として活躍した一人である。松右衛門は寛保三年（一七四三）高砂町の直乗船頭の家生まれ、若くして兵庫に出て佐比江町の船持ち御影屋平兵衛に奉公し、自ら船乗りとなつて働いた。石見国浜田外浦（島根県浜田市）清水屋の客船帳に、安永六年（一七七七）入津の八幡丸、同八年の春日丸、寛政四年の住吉丸などでは沖船頭としてその名がみえ、同八年までの間に独立し、佐比江新地の御影屋松右衛門として廻船業を営んだ。

これよりさき寛政二年二月、松右衛門は大坂町奉行の命で江戸に赴き、五月幕府役人二〇名とともに八幡丸に乗って蝦夷地に渡り、択捉島で波止場の建設を開始した。寒気が強いなか一時中断するなどの困難を経て、ようやく同三年工事を完成させ、その後も波止場修復のため数回択捉島に往復した。寛政十二年択捉島からの帰途、千石船の用材とする巨木五本を竹輪で結び、「五本丸」という旗印を立てて、秋田から大坂まで運んだ、ところがこの五本丸が江戸城「御本丸」と同発音になることから、紛らわしいとして大坂川口番所に召喚されたりしているが、享和二年（一八〇二）幕府は択捉島での功労を賞し、工楽という姓を与えている。

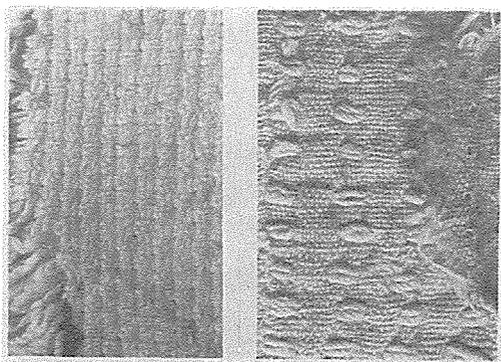


写真 115 「松右衛門帆」(左)と「刺帆」(右)の  
布地 (石井謙治『江戸海運と舟才舟』)

松右衛門は、また「松右衛門帆」と呼ばれる木綿帆の改良者としてその名が高い。「白帆」で知られる木綿帆が、一般の船に広く用いられるようになったのは、一七世紀の後半からで、それまでは葎帆ないしござ帆が使われていて、一七世紀初頭の北国船やはがせ船もこの葎帆であった。それが木綿帆に変わっていく第一段階が「刺帆」の出現である。これは綿布二、三枚を重ねて繕糸よひいとで刺し、縫い合わせたもので、刺し子にしたところに特徴があった。しかし長期の使用に耐えないばかりか、その縫合には多くの労力と時間を費やすというのが欠点であった。とくに一八世紀以降には帆走専用のいわゆる舟才型の廻船が一般化すると、こ

れまで以上に帆の強度が要求されるようになった。

こうした背景のもとで、松右衛門はその改良に苦心し、刺帆に変わる織帆の製作に腐心し、数年後の天明五年には丈夫な帆布の製作に成功している。この着眼と成功とは、かれが生まれた高砂町付近が姫路木綿の産地であったことや、直乗船頭としての経験を持っていたことに負っている。

文化九年刊行の造船技術書『今西氏家船繩墨記』には、「松右衛門帆と言うは、太と糸を縦横二た筋づつにて織りたる帆なり。尤も幅広たて二尺二、三寸あり、これまた品々違いあり」と記されている。早速製織場を佐比江町と播磨の二見に設けている。その価格は従来の刺帆に比べ約二倍の高値ということもあって、は



写真 116 兵庫にある工業松右衛門の墓（八王寺）

じめは販路も狭かったが、たまたま兵庫の船具商喜多二平も帆布の改良に苦心していたのでこれに注目し、その販売に尽力した。喜多の名家である北風荘右衛門や他の廻船問屋もその普及につとめ、まず北前船で販路を広げ、後には全国の船に用いられるようになった。

この松右衛門帆の出現によって、帆の強度が増したため、刺帆では帆走できなかった強い風でも航行可能となり、帆走速度を高めるとともに、風待ちをも大幅に減らすことができ、近世海運に

おける航海・帆走両技術の向上に大いに貢献したといえる。

さらに松右衛門は文化元年、播磨国印南郡石宝殿山の耐火性石材を手船で箱館築島に運び、船据場を築造している。また郷里の人々の依頼で同七年には高砂の川浚普請を施工し、姫路藩主酒井氏から五人扶持を与えられ、廻船船頭に任命され、高砂に転住した。

高田屋嘉兵衛と幕 北前船経営で成功した例には高田屋嘉兵衛がある。明和六年（一七六九）淡路国津名郡都府の蝦夷地政策 志本村（津名郡五色町都志）に生まれた。かれは家貧しく家族多く、弟喜蔵が既に兵庫へ出

稼ぎしていたのを頼って二二歳の時堺屋喜兵衛方に至り、下関廻船や樽廻船の船乗りとなった。人一倍研究熱心なかれは梶取りに出世し、二年後の寛政四年には西出町に所帯を持ち、翌年沖船頭になっている。

この嘉兵衛に注目した北風荘右衛門は、自己の手船を嘉兵衛に委ねて日本海方面での買積商いに当たらせ、



写真 117 嘉兵衛寄進の灯籠  
(稲荷神社)

得た利益の一半を割いて嘉兵衛に与えた。こうして嘉兵衛は同七年から八年にかけて、当時としては最大級の千五百石積み(二三〇トン)ほどの大船辰悦丸一艘を新造し、その後次第に船持船頭として独立した海運業者になった。以後嘉兵衛は屋号を高田屋とし、寛政丸、春日丸などともに北国に回航させ、貨物を転送販売して利益をあげた。この間同九年の春には箱館の白鳥屋勝右衛門という廻船宿(船宿)を拠点にしながら商売を広げ、同十年には出店を開いている。

寛政十一年幕府が海防の必要から七年を限り、東蝦夷地を幕府領とした時、嘉兵衛は幕府の命をうけ、出羽国酒田湊から松前への貨物の輸送を引き受け、さらに同年択捉島への航路を苦難の末に開いた。択捉島にはその前年近藤重蔵が最上徳内とともに渡っていたが、この原住民はまれに北海道に渡って交易する程度で物資は十分ではなかった。翌十二年三月嘉兵衛は兵庫や大坂で木挽や大工を雇い入れ、米・塩・鍋・釜・

木綿・煙草その他必要な物資を調達し、これらを辰悦丸ほか四艘に積み込み、再びシャマニ(北海道日高支庁様似町)に回航した。そこで近藤重蔵と会い、ともに択捉島に渡り、再調査のうえ西海岸一帯にわたって一七カ所の漁場を開き、アイヌに漁具や食糧を給与し、随行した漁師に漁の仕方を教えさせた。

享和元年幕府は西蝦夷地をも松前藩から上知させる計画を立て、嘉兵衛を蝦夷地御用定雇船頭としたので、嘉兵衛は幕

府の船をも運航するようになり、三人扶持を支給されている。

幕府は享和二年二月蝦夷奉行を新設し、七月には東蝦夷地を直轄地とし、その経営費用に充てるため、文化二年大坂・兵庫津・長門国赤間関（山口県下関市）の商人に、蝦夷地産物売りさばき方を命じている。高田屋嘉兵衛も北風荘右衛門も、この産物売りさばき取り扱いを命ぜられ、兵庫では産物の販売に、干鯛仲買や干魚塩魚仲買も加わり、北風家所有の家屋が会所に充てられた。文化四年幕府は西蝦夷地をも収め、松前藩には九〇〇〇石の替え地を与え、以後文政四年十二月に再び蝦夷地一円を松前藩に返還するまで幕府が管轄したのである。

高田屋嘉兵衛は択捉島開拓の功により、文化七年幕府から同場所請負を命ぜられ、次いで入札で幌泉の、また特旨を以て根室の請負も命ぜられ、アイヌから漁獲物を有利に仕入れることができた。嘉兵衛はその産物の精粗を区分して荷造りをし積み出したので、各地の商人の信用を得て、その商標のある荷物は内部を改めずに授受されたという。しかし嘉兵衛がロシア人に捕えられていた文化十年、幕府は東蝦夷地を請負場所とし、産物も廻送しないと方針を改めたので、産物売りさばき方は消滅した。

#### 豪商の形成

幕府が兵庫商人を活用するようになると、諸藩もまた兵庫商人を用いるようになった。蔵物の販売も大坂蔵屋敷のみ回さず、有利な場合兵庫津の問屋に販売させることもあった。兵庫津の有力問屋として有名になった北風荘右衛門の場合、諸藩の蔵米も販売するようになったらしく、寛政十年や享和元年に萩藩から吉例の米を受け、天保十三年には金沢藩から城米を売りさばいた手当として米を与えられている。こうして納屋米のみならず蔵米まで引き受け、北前船を利用して蝦夷地その他の各地で売

第二節 近世後期の兵庫津

表 116 北風荘右衛門家の不動産取得

年代 (西暦)	不動産の所在と対象	
延宝 8 (1681)	宮之前町	屋敷26坪余
安永 2 (1773)	浜	家
〃 5 (1776)	浜	蔵
寛政 8 (1796)	以前から湊川川尻・新田	開発
享和 1 (1802)		家 2 軒
	石井村	水車
	殿町	蔵建築
文化14(1817)	関屋町浜地	土蔵新築
文政 7 (1824)	西宮内町	家
	宮前町	家新築
天保年間	粥腹新田	開発
弘化 1 (1844)	網中	蔵地面
嘉永 5 (1852)	東出町浜	蔵
安政 2 (1855)	浜	蔵家屋敷
万延 1 (1860)	大和屋長三郎	家
文久 2 (1862)	あわ伝	家
慶応 2 (1866)	江川町北風三郎右衛門	家屋敷
	北宮内町浜	蔵

資料: 『北風遺事』

こうして販売の巧みな兵庫商人は次第に発展し、資本を蓄積すると、この時期にもその安全な運用のため、不動産の購入あるいは新田開発などをした。北風荘右衛門の場合は、津内で不動産の購入を進めるとともに、先代の開拓した湊川東方の新田から、さらに下流沿岸の浜を埋め立てる新田開発を天保年間に再開している(表III)。これは天保期の窮民救助を兼ねていて、粥が給されたので、粥腹新田とも称されたという。

りさばくほか、江戸へも直送した。関東・東北地方が文政七、八年気候不順で例年の半作となったとき、当然上昇するはずの米価も兵庫・灘・和泉からの米の直送が増加したので、さして上昇しなかったという。また水車を利用する兵庫近在や明石などの線香屋は、線香価格が下落し、その販売が行き詰まった享和三年、線香の一括販売を兵庫の北屋市右衛門・同伊兵衛に依頼しているし、菜種問屋も大坂種物問屋仲間の出資によって成立したが、菜種のみならず綿実をも取り扱う種物問屋となり、兵庫商人の網屋三大夫と住屋吉右衛門がついに種物問屋となっている。

東尻池村和田山の吉田新田の開発にも商人が関係している。吉田新田は、西宮の油屋善右衛門が開発を意図し、天保四年同村の庄屋末正宗左衛門（没後は子息久左衛門）と計り、自分の子伊三郎の名義で開発を出願したもので、東尻池村民との交渉で当初より三町歩減じた二七町歩を開発する計画で同十年に着手した。そして同十二年十二月検地を終え、石高八六石四升五合、面積一九町五反五畝一二歩を獲得したが、果樹や木綿の栽培も思うに任せず、嘉永四年（一八五二）この地は久左衛門の弟儀左衛門の所有となっている。

**浜本陣の不振** 発展した業種のあった反面、浜本陣は不振にみまわれた。浜本陣の業務は二つある。その一つは大坂へ廻送する蔵物、特に米を兵庫で渡海船に積み替え、大坂の上荷船や茶船につないで蔵屋敷に届けさせる手配をすることであった。この手数料として、積荷の米一〇〇石につき米一石七升をとり、九升は浜本陣の口米とし、六斗八升を渡海船、三斗を大坂の上荷船などに運賃として渡していた。

不振の第一の原因は、渡海船が減少したので、積替えに日数がかかるようになったことである。渡海船は享保十九年（一七三四）二四一艘あったが、その後焼失して明和六年には七三艘しかなかったことによる。

第二の原因は、諸大名が宿泊する際、随従家臣の分宿を依頼されていた側の町家がこれを拒否し始めたことである。このため明和八年十二月、浜本陣の日向屋治左衛門・網屋三太夫・肥前屋三郎左衛門・網屋佐左衛門・壺屋七左衛門・肥前屋粘右衛門・小豆屋助右衛門・絵屋清右衛門・網屋新九郎・網屋惣兵衛の一〇人は、兵庫勤番所に、従来下宿を勤めてきた和田崎町・今出在家町・出在家町・新在家町・関屋町・船大工町・新町・磯之町・北中町・南中町の町家に下宿を勤めてくれるよう指示を出してほしいと願っている。



写真 118 浜本陣廻状 (部分)

表 117 明治維新ころまで続いた浜本陣

浜本陣名	藩名
肥前屋粘右衛門	肥前佐賀藩
網屋 佐左衛門	伊予久松藩
網屋 新九郎	備前岡山藩・讃岐高松藩
小豆屋助右衛門	薩摩藩
絵屋 右近右衛門	筑前福岡藩, 筑前秋月藩, 伊予宇和島藩
	出雲松江藩, 長州藩, 伊勢津藩
網屋 三太夫	豊後臼杵藩
壺屋 喜右衛門	筑後久留米藩, 豊後府内藩
網屋 吉右衛門	日向延岡藩, 豊後杵築藩
網屋 惣兵衛	肥後熊本藩

資料: 『神戸市史』資料 2

したが認められなかった。翌三年金沢藩の蔵米廻船が入津した時は、口米下付を申請したが、藩の改革のためという理由で支払われなかった。

これでは本陣も維持できなくなるとして、壺屋と肥前屋とは翌四年、来津した廻船の孫太郎や藩の蔵屋敷に従来の事情を説明し、ようやく一〇〇石につき口米一升一合二勺五才ずつ与えられるようになり、同五年には他の二人を加えた四人が出願してとにかく浜本陣

第三の原因は、諸手数料の削減である。金沢藩の御用廻船は、宝暦年中から兵庫津での渡海船への積替えをほとんどしなくなり、手数料も蔵米一〇〇石につき、口米四升五合に減額されていた。そのうえ明和八年(安永元年)年には金沢藩の廻米が少なく、この藩の浜本陣であった六軒屋次郎兵衛・網屋新九郎・肥前屋粘

右衛門・壺屋七左衛門の四人は困惑し、安永二年には金沢藩に米の拝借を出願

として勤めることになったという。藩としては難船処理などのことを考慮して、浜本陣を存続させることにしたと考えられる。

第四の原因は、藩主も浜本陣で宿泊しなくなったことである。網屋新右衛門は広島藩の浜本陣であったが、藩主が立ち寄らず、蔵米も取り扱わなくなったため、新右衛門は寛政十一年四月から七月まで広島に滞在して藩に請願し、同十三年には藩の蔵屋敷留守居に、大名の宿として家屋も修繕し脇本陣を借用しないで御用を勤めるので、立ち寄られるように願いでている。

このように浜本陣には多くの問題があったが、難船の危険や従来の関係から、浜本陣を利用する藩は残った。明和・安永年間に、日向屋治左衛門・肥前屋三郎左衛門・肥前屋粘右衛門・網屋佐左衛門・網屋三太夫・網屋新九郎・網屋惣兵衛・絵屋清右衛門・壺屋七左衛門・小豆屋助右衛門・六軒屋次郎兵衛の一人がいたが、明治維新ごろまで続いたのは九軒である(表III)。

## 2 天保の飢饉と幕政改革

飢饉とそ 幕府は、年貢賦課米総額が文政三年(一八二〇)一五〇万石を割って以来、歳入の確保を貨幣収  
の対策 入の増加によることとし、文政・天保と続いて貨幣を改鑄、その益金と、御用金・冥加金の収

入、貸金利子などによってしのごうとした。これらはいずれも物価上昇に直接間接影響し、加えて文政十一年以後は、不作や凶作が相次ぎ、物価は高騰した。特に米価は大坂相場の場合、文政九年末には肥後米一石

銀五九匁五分であったものが、天保三年（一八三二）末には七七匁五分、同四年末には一一八匁八分となっていた。

北風荘右衛門の勘定記には、この米価高騰期の文政年間以来施行米相場が書かれているので、兵庫津としてか個人としてかはわからないが、困窮人への米の若干の施行は実施されていたようである。しかし天保四年七月二十四日、兵庫津中所々に「米屋つぶし、七月二十五日五ツ時湊川へ御出成さるべく候」という張り紙が見られ、勤番同心は二十五、二十六両日湊川に出て警戒した。米価の高騰は米を買い占めて値上がり待つ商人の所為というのが多くの困窮者の思いで、こうした不穏な情勢のなか、ついに八月、米屋の打ちこわしが起こった。

白米も売る穀物仲買は相談して、小物屋町で八月下旬から白米一升九六文の安売りを始めた。これには購入者が殺到したので、町年寄と相談のうえ米切手を渡し、それで購入できるようにしたが、手当ての米は少なく十月中には底をついてしまった。そこで穀物仲買仲間は諸問屋仲間と計り、世話人一四人を定め、十一月以降は寄付を募って安売りはもちろん施行も実施することにした。この時町年寄に依頼して、難渡人を調査したところ二八三七人あったという。米の安売りは翌年八月まで一年余継続され、七月十九日から八月中はさらに値を下げて、白米一升八〇文で売り続けた。

寄付は岡方から金二〇四八両二分一朱・銀八〇〇匁・銭三三貫文・米一〇俵、北浜から金一四九五両・銀八一〇匁・米一〇俵、南浜から金三六〇両・銀五〇〇匁・米一〇俵、穀物仲買仲間から二回に分けて金九〇〇両、諸問屋仲間も二回で金七〇〇両、干鰯屋仲間が銀一〇貫目、質屋仲間から金五〇両、古手屋仲間が金



しかしなお不作は続いて天保七年夏から米価は再び急騰した。八月八日小物屋町から松屋町に通ずる所の北角に、「いわまや兵右衛門としらかやと九日之はん(晩)にやきうち(暮)にいたし申し候。くれかたみ(夜)なとかわまで御出」という張紙が見られたという。津中有力者は協議して、八月十五日から十月二十日まで七宮神社境内において難渡人に粥を施行し、八月十六日から九月十七日まで困窮人一〇七三人に白米計一石八斗六升四合を与え、その後も米の施行を続けた。幕府側も十月兵庫津中に救米三〇石を下付し、名主らに命じて五歳以上の難渡人一五三六人に分配させた。

天保七年は六月の大雨で被害を受けたたりして不作となり、翌八年も米価は下落せず、二月大坂で大塩平八郎の乱が起ると、幕府は姫路藩に命じて兵庫の治安に当たらせた。兵庫近辺でも三月には大和屋平六・川一九らが四〇人の浪人を集めて摩耶山にこもり、兵庫津中米屋の打ちこわしを謀るといふ事件がもち上がっている。幕府側は四月以後に白米など一二六石余を、五月には錢一八二五貫文余を下付し、借家人中の困窮者救助に充てさせている。

津中でも前年から引き続き施米や施銀が行われた。とくに諸問屋・穀物仲買両仲間は、同年三月十一日から一〇〇日間にわたって、施行米を受け得なかった困窮者むけに、白米一升錢一八五文の安売りを実施し、家数にして二一〇五軒・人数七〇八二人が救助を受けたことになり、これに要した米は二一石四斗五升であったという。

幕府の対応と

江戸廻米策

この間幕府は江戸での米価を重視して、江戸への廻米を増加させるため、天保七年九月、北風荘右衛門に廻米売上万事取扱を命じた。荘右衛門は廻米買上によって兵庫津の米価が

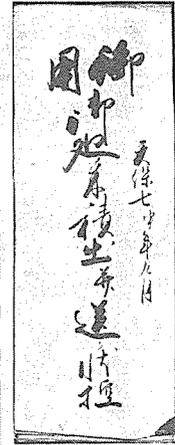


写真 120 江戸廻米一件史料（御用御廻米買附覚・御用御廻米積出并送り状控 表紙）

高騰することを恐れ、一度は断ったが、敵命のうえ大坂町奉行所の西組与力内山彦次郎・東組与力朝岡助之丞らの尽力もあって、兵庫の諸問屋・穀物仲買・酒諸荷物積仲間下問屋荷聞や、西宮の樽廻船積問屋らの協力を得て、翌八月五月までに米三万七三四七石二斗二升八合五勺を廻送した。

この時は出羽・加賀・越前・肥前・肥後・豊後・讃岐・備中・美作・播磨の諸国産米を、二、三百ないし

千俵程度ずつ購入している。藩蔵米の場合も多かった。江戸向け第一船は兵庫塩屋利左衛門船辰吉丸で、加賀米など三四〇五俵を積み、九月二十九日に出帆し、以下八年五月十日出帆の第三三船にまで及んでいる。

江戸での受取値段は一石銀一六〇匁、運賃は同六匁八分という取決めであったから、購入値段の一石約一五〇匁前後という相場では、荘右衛門にとってはまさに「一己の損益に拘わらず」取り組んだ仕事であったろう。

しかしこの件では米の購入方法がよく、かえって他所に比べ、一石につき銀五〜一〇匁ほど下値で売買し、米も順調に送られた。幕府は同年九月その功労を賞して、穀物仲買仲間銭二〇〇貫文を、諸問屋仲間には賞詞を与え、さらに問屋から仲買への取引および仲買から百姓町人への取引で生じた代金未払いの訴訟については、大坂堂島米仲買と同様の権利を与えている。

第二節 近世後期の兵庫津

表 118 文化初年の兵庫津の株仲間

種類	軒数
株屋	121
株買	70
株買	125
株買	30
株買	70
株買	23
株買	73
株屋	25
株屋	25
株居	30
株居	1

資料：『大阪市史』<sup>2</sup>

株仲間停止令  
と兵庫津商業  
こうした状況下で老中水野忠邦は、天保十二年から弘化二年（一八四五）まで、幕政改革を断行した。いわゆる天保改革である。十二年には初め儉約令や風俗の匡正を主とした法令を出したが、十二月江戸の物価引下げを意図して江戸十組問屋の株仲間・組合を停止し、翌年三月には全国的に株仲間・組合を差し止め、商人が前金をもって商品をその地で買い集め置く事を禁じた。これは、従来の取引慣行のままでは物価が下がらないと考えたからである。

大坂では仲間停止が猶予された業種に、酒造・質屋・古金古道具屋・古手屋などがあるが、兵庫津でも同様であったろう。なお文化初年の兵庫津株仲間は表118の通りである。

この株仲間停止令によって、兵庫津の諸問屋は諸国諸荷物請問屋、穀物仲買は穀物商人と名称も変えたが、諸国の商船も、仲間の特権がなくなると積荷を自由に売却でき、大坂以外に兵庫・尼崎・堺・貝塚などで売買することが多くなった。そのため兵庫津でも新しい問屋・仲買などが活動を始め、競争が激化した。

新商人として登場する油屋仁兵衛は、讃岐の生まれで兵庫の淡路屋庄三郎方に入り、讃岐の産物、特に和製砂糖を積んだ商船と取引した。これまで砂糖は大坂の仲間商人のみが取り扱い、兵庫津では取り扱えない商品であったが、停止令以後はその制限も解かれ取引が始められたのである。従前讃岐の商船は、米屋利兵衛・新屋清右衛門・鍋屋八兵衛・網屋吉次郎と取引関係にあったが、これを油屋が奪いとる形になっていった。また肥前

見々津の井手善兵衛の手船は、従来備前屋次郎兵衛方で取引していたが、相手を塩屋安兵衛に変えるようになっていた。こうして兵庫津でも従来と異なる商取引が活発になった。

その結果問屋は客とする商船の争奪を始め、商船側も商品が高く売れるようになり、従って仲買もこれを高く売らざるを得ず、この意味でも物価は上昇した。当然代金の未払いなどによる紛議も予想されたが、仲間年寄・年行司などがいなくなった現在、先の天保八年奉行所から付与された権利(問屋・仲買への代金未払いにからむ出訴は、大坂堂島米仲買と同様に、取引日限からの一〇日間は御用日に限らず、仲間年寄・年行司の奥印があれば取り上げられるという)について、兵庫の仲買から弘化二年八月に、その奥印者の確認を求める願書が提出されている。大坂町奉行所は町年寄・名主の奥印をもって代えることを指示し、権利は維持された。

株仲間停止令はこのように一方で従来取り扱えなかった商品を取引させ、新興商人を生んだが、他方では商船の争奪、ひいては価格の上昇をもたらし、問屋仲間や仲買仲間の共同体規制による共存性を崩すことになった。

### 3 町人生活と文化

#### ごみとし尿

近世中期以後も兵庫の人口は約二万で推移している。その人口からはき出されるごみやし尿の問題を次にみてみよう。一般にごみ処理には、それぞれ空き地で焼却できる物は焼き、できない物は地中に埋めるという方法がとられた。豊臣支配下の大坂の町では、屋外の裏庭や道路に、何回も

穴を掘ってごみを埋めたという。これは手数もかかるので川や堀にごみが捨てられることも多く、町奉行はしばしばその取締りを令達している。

兵庫津でも同様な状態で、貞享三年（一六八六）二月二十九日の法度に「つき鳥の入海へはき溜何に依らず捨物停止の事、外より持ち来り候へ、夜番のもの改むべき事」（『兵庫岡方文書』）とあり、船溜まりの入海へ捨てられることもあったとみえ、これを禁じている。寛政五年（一七九三）六月兵庫勤番所では、津中の汚れが目立つとして町々に、掃除は入念にし塵芥などをみだりに捨てないように命じており、各町には塵捨て場が設けられた。さらに同十二年勤番与力は、なお人家近くで塵芥を焼却している例があることをとりあげ、肥料にするため塵芥を焼却する場合は、それぞれの耕地で行い、また塵芥を捨てる際は見苦しくないよう塵捨て場へ持ち込むことを命じている。この時月番の南浜惣会所では、兵庫の東西両口に、道路に塵を捨てることを禁じる旨の、また岡方惣会所も逆瀬川町内の塵捨て場に、捨て場の明示と捨て場での焼却を禁じる立札をそれぞれ立てている。

し尿の場合は、当時では重要な肥料として利用されたので、兵庫津近辺の農民が汲み取りに来て、謝礼として菜や大根などを若干置いていくというのが慣例になっていた。それが農民からの謝礼は次第に貨幣となり、また各村でも兵庫津各町の分担を決めて取りに来るようになっていたという。

ところが天保頃から、農村側はこの謝礼金の減額を計ろうとし、町側と対立するようになった。その対立は、凶作となった天保七年（一八三六）農村側が、下肥代の七分減額要請を容認しなかった町側に対し、汲み取りを停止したことから一挙に深まった。町側のうち農民の少ない北浜・南浜では、他の者に汲み取らせて

売却する方法をたてて対抗したが、その費用も次第に増加し、天保八年十二月には各町年寄と両浜名主の連名で、北風荘右衛門から銀二五貫目を借用するまでに至っている。こうした町方の抵抗で打撃を受けた農村側は、ついに大坂町奉行所に訴え、以後三年にわたる争論のすえ、ようやく同十一年七月和解が成立した。たとえばその内容を東須磨村・板宿村の場合でみると、直接汲み取ることになった北浜の島上町・匠町・松屋町・鍛冶屋町の四町一三六〇人分の下肥代銀一二貫五一二匁を惣会所に支払う、ただしうち五貫五八四匁は以後一〇カ年賦とし、二七九匁二分三厘を半季ごとの六月と十一月に納付する、また両村側は汲み取りを延滞しないようにし、もし町側に故障が生じた場合は、その荷数の割合で寄場の下肥を渡すという約定であった。兵庫津内には下肥寄場の設けられていたことがわかる。

#### 文芸の進展

豪商やその家族の中には、俳諧や和歌を好む者が多かった。和歌では、北風六右衛門の母けん女などが、享保八年（一七三三）九月住吉社に、真光寺院代其阿上人らとともに和歌を奉納しているし、また元文（明和期）には鷹見保具（絵屋）、樽井伴古（正直屋）などの名がみえ、天保期には落屋三兄弟とはやされた南條利愛・敬直・保利らが活躍した。

俳諧は豪商を中心として嗜まれた。与謝蕪村は画人として明和三年（一七六六）京都に一家を構えていたが、兵庫にも来て北風荘右衛門家に長く逗留したこともあり、当主貞幹は来屯という俳号をもって俳諧もよくした。喜多屋甚七が小曾根季駿の序文を付した俳書『あすのほうく』を安政三年（一八五六）に出したが、そこ



写真 121  
蕪村短冊

には師匠の時雨庵可大とともに、北風彦六家の彦三郎が柳翠、喜多屋儀助が其隣、正直屋長治郎が直堂と号して出句している。

画人となったのは、室田霞亭である。兵庫の医家の養子となった霞亭は、詩文を僧六如に学び、文化四年（一八〇七）居宅を兵庫から摩耶山麓に移したが、文政四年（一八二二）二月大坂の西照庵で催した画展には、大坂から一一八人、兵庫・菟原・山田などから八一人、その他からも六〇人が集まったという。交際の広さや弟子の多さが知られる。その詩文や画の弟子で、磯之町に住む荒物屋庄兵衛は、桃木呉来として俳諧も嗜み、その著に『兵庫舟』がある。

学問は、神主や僧侶など有識者の中から始まった。一遍上人ゆかりの真光寺で、正徳元年（一七二二）院代となった賞山は、遊行第四十八祖賦国の命を受けて、宗祖の御影堂を再建し、『一遍上人絵詞伝直段抄』『播州問答集私考』を著している。

享保十九年に生まれた常見肅は、学を好み詩文をよくし、八〇歳で没するまでに、兵庫で多くの門人を持ち、寛政六年には植田下省の祖先の墓碣を撰している。

儒学の折衷派で有名な広瀬旭荘（一八〇七～六三）は豊後日田生まれ、兄淡窓および筑前の亀井昭陽・備後の菅茶山らに学び、帰って咸宜園を経営した。のち江戸・大坂・北陸などを巡遊したが、晩年大坂に長くどまった。兵庫には門弟知人も多く、よく兵庫に来て書を講じた。兵庫の医者真島順道は、詩をよくし旭荘とも親交があり、旭荘が兵庫に来るとその家に泊まった。天保十一年九月二十八日京屋善右衛門や順道などは、白砂青松の和田崎浜に旭荘を招き、網を引かせて宴を催し、詩作に興じている。また旭荘が兵庫で講演

し、その門人浩然が慎明舎(もと心学の講所)で漢学を講じたなどは、順道の尽力によるところが大きい。順道は嘉永六年(一八五三)大坂堂島に転居し、間もなく没している。

また、多くの商家では年少の雇い人に読み書きそろばんを習わせたであろうが、町々にも寺子屋の類が存在していたに違いない。しかしその記録は乏しく、わずかに近世末期和田崎町、南逆瀬川町に塾の存していたことが知られる程度である。

**興行もの** 明和七年算所村の者が定芝居一軒を許可されて以来、芝居は庶民の楽しみとなった。といつての盛行 も興行の座元は次々と交替しており、芝居を打ち続けるほどの盛況ではなかったようである。

天保十年九月中旬からの芝居の座元は市川米太郎で、嵐三津五郎などの役者を呼び「傾城繁夜話」「隅田川後面影」などを演じ、同年十一月には梯谷多三郎を座元として、同じ役者が「木下蔭狭間合戦」「伊達娘恋緋鹿子」を演じている。翌十一年五月には座元は浅尾米三郎、役者は浅尾工左衛門・実川延三郎などで「読本あさがほ日記」を通して狂言として演じている。安政四年五月には前狂言として「碁太平記白石噺」、後狂言として「太平記忠臣講釈」、切狂言として「鬼一法眼三略巻」など今日でも演じられる狂言を、市川助寿郎・嵐三右衛門ら九人の役者を呼んで興行し、同年十月には「加賀見山旧錦絵」「双蝶蝶曲輪日記」を市川白猿・嵐璃寛ら八人で上演している。安政六年十月吉日には「競伊勢物語」「芦屋道満大内鑑」を嵐殿獅・浅尾奥山・嵐徳之丞ら八人が来演し、翌万延元年(一八六〇)には座元は市川右二丸で「裏表忠臣蔵」「壇浦兜軍記」を嵐冠十郎・嵐璃光・市川十蔵らが演じた。

定芝居はこの後しばらく開かれていないようだが、文久元年(一八六一)九月には、能福寺で座元尾上当久

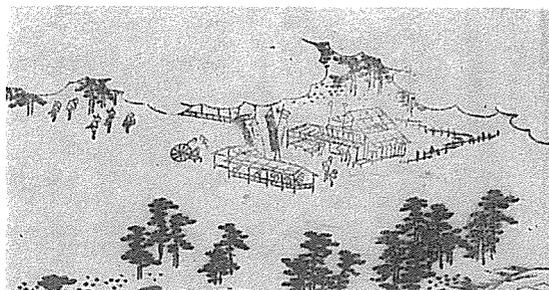


写真 122 芝居小屋（『播磨名所巡覧図会』）

松が興行し嵐寿旺・山下八重らが、同年十二月には座元大川滝松が中村玉芝・坂東花鳥らをよび「姫鏡双葉  
絵草紙」「濃紫染手由兵衛」を開演している。翌文久二年からはまた算所村の定芝居が再開され、以後明治  
まで続いた。

演目のうち今に残っているものはわずかで、作者も役者も一流とは言えないが、娯楽に乏しい庶民にとっ  
ては、こうした芝居が楽しみとなった。

講談は常設ではないが時々行われた。寛政十二年閏四月十五日には、西  
柳原町戎社宮守の平次太夫が願い出て、美作国吉野郡荒卷神社神主白岩織  
部による神書講談が湊町八幡社でおこなわれた。また五月十一日兵庫三方  
の惣会所小使が申し出て許可された軍書講談は、五月十二日から五〇日間、  
日暮れから四ツ時（午後十時）まで、塩屋町の金光寺境内を借り、大坂四ツ  
橋の岩田屋太右衛門という講談師を招いて太平記を語らせている。これは  
聴衆が多く、さらに七月三日から同二十八日まで延長した。また焼失した  
七宮神社の再建のため講中では、大坂で寛政六年から社寺境内において茶  
店など小屋掛けの営業が日限を切って許可されていることを聞き、寛政十  
二年八月同様に七宮神社境内にも葦簾開いの小屋を二カ所建て、一〇カ年  
を限って平日は茶店とし、時に小見世物・商人店・軍書講釈・揚弓小屋な  
どに利用し、その収益をあてたいという願書を提出している。

相撲は武士にとっても、町人にとっても楽しみの一つであった。明和五年五月、尼崎藩主が巡見に来た際、二十四日はあいにく雨天で、名所旧跡をたどることはできなかった。このため満福寺境内で子供相撲をみせている。寛政十二年七月には、船大工町の裏店に住む相撲取りの渡り島五郎兵衛が、切戸町の釘屋新右衛門の軒下を借り、新右衛門を勧進元として相撲を興行する許可を受けている。また元治元年（一八六四）四月には興行人として沖の島三藏、差添人として岩風甚藏、頭取惣代として千賀浦浜右衛門という相撲取りらが相撲を興行し、第二日目の収益を兵庫津番所に報告しているが、それによると一枚一〇〇文の表札を四〇〇枚売って四〇貫文、棧敷札一枚八〇文を同数売って合わせて七三貫三三二文（銀にして九三八匁四分四厘）の収益であった。また同年十月下旬、晴天の一日、能福寺の境内で稽古相撲興行をしたいという願いを、興行人肥後森市藏・差添人若駒辰藏・頭取惣代山姿重次郎らが出している。

#### 茶屋と遊里

尼崎藩時代は禁止されていた茶屋や遊里は、幕府領になってから認められるようになった。まず明和七年駅所助成の必要もあって一五軒の茶屋株が許可された。これは天保九年には二五軒に増加している。この茶屋は遊興的な料理茶屋で、天保十三年株仲間が廃止されたときは、金三〇兩の冥加銀上納も免除された。

もと入江であった佐比江の埋立地、佐比江新地には遊里が生まれた。佐比江は津中への東入口にあたり、寛政十年刊の『摂津名所図会』には、「兵庫鬻 紅おしろいの花の顔 佐比江といえど 日々に新し」とあり、遊里として繁盛していたことを示している。

この遊里のちに柳原町に移されて以後明治維新まで続いた。また文化年間磯之町にも娼家があり、その

他にも遊所があったという。

安政六年、船着場であり西国街道の宿駅でもあるとの理由で、小広町・神明町・逆瀬川町・東柳原町・西柳原町の旅籠屋に飯盛女を置くことが許可された時、傾城町と区別するために、旅籠屋一軒に飯盛女は二人ずつと定め、もし旅客が多くて不足する時は旅籠屋どうしの融通は認めるが、服装の華美を禁じ、傾城町同様の取り計らいをしてはならないものとしている。以後毎年十一月、旅籠屋の家族や下女・飯盛女の数を家別に改め、町年寄の連判した旅籠屋判形帳を名主に提出させ、五カ町以外の旅籠屋で類似の商売をすることは禁ぜられた。この時提出された判形帳では、飯盛女の数は規定どおりであるが、下女の数が多く、同居人と記載された女性もあるので、実際に働いていた人数は規定より多かったと推察される。許可された旅籠屋は、小広町一二軒・神明町一〇軒・逆瀬川町一三軒・東柳原町一二軒・西柳原町二三軒の計七〇軒であったが、幕末も迫った元治元年には四五軒に減少している。

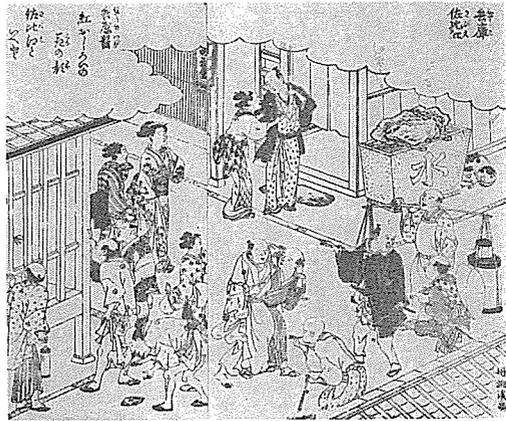


写真 123 佐比江（『摂津名所図会』）